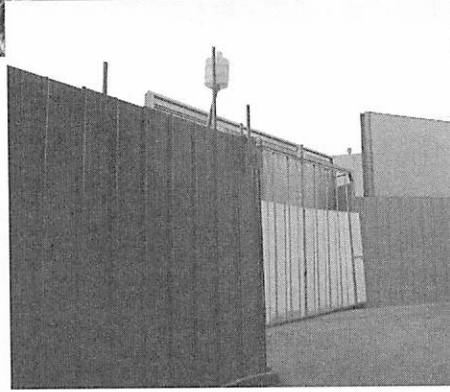


ニュース・レター

NEWS LETTER
Nov 30 2002

vol.
20

埼玉県西部の「くぬぎ山」から煙が消えた



(上) 里芋畑に青空が戻ってきた。
(左) 小型焼却炉から火が消えた。
(右) 焼却は無くなった。しかし、プラスチックの破碎施設に変身し、塀も高くなった所もある。
(11月10日、水口哲撮影)

CONTENTS

- ② シンポジウム「どうなる？土壌汚染対策」の報告
- ④ 渋谷 幸子・「くぬぎ山」から煙が消えた
- ⑥ 川名 英之・「くぬぎ山」産廃焼却問題の教訓
- ⑧ 国民会議第4年度の活動報告
- ⑩ 川名 英之・化学物質過敏症特集（下）「急ぐべき化学物質過敏症対策」
- ⑫ 神山美智子・「環境法の今」第11回 最近の食品安全法制をめぐる動き

シンポジウム 「どうなる？ 土壤汚染対策」の報告

来年1月に予定されている土壤汚染対策法の施行を前にして、10月25日に、土壤汚染の実態、土壤汚染対策法の内容と問題点、今後の課題などを考えるシンポジウムを開催しました。

- 基調講演：「土壤汚染対策法の意味と課題」大阪市立大学大学院教授 畑明郎
- 現地からの報告：さいたま西部・ダイオキシン公害調停を進める会 国民会議常任幹事 山田久美子
- パネルディスカッション

パネリスト	環境省水環境部土壤環境課	黒川陽一郎
	残土・産廃問題ネットワーク・ちば	藤原 寿和
	大阪市立大学大学院教授	畑 明郎
	国民会議事務局次長・弁護士	中村 晶子

＜基調講演＞畑 明郎さん

畑さんから、日本の土壤・地下水汚染問題と対策の歴史、最近の市街地土壤・地下水汚染の事例（大阪市此花区の高層住宅高見フローラルタウン敷地の水銀・砒素・鉛・セレン・カドミウム等による汚染の例、ユニバーサルスタジオジャパン敷地の鉛・砒素・総水銀・セレン・六価クロム等の汚染の例、滋賀県八日市市・近江八幡市周辺の地下水広域汚染の例など）、鉍害と主要な金属精錬所などについて、豊富な写真や図表を示しながらご紹介がありました。

土壤汚染対策法が汚染土壌対策として政令・技術的指針で定める汚染土壌の封じ込めについて、フローラルタウン敷地の現地封じ込め計画の例などを紹介しながら、コンクリートは30～50年で劣化してしまうこと、遮水シートは10年もたないこと、アスファルトも10～20年程度しかもたないこと、粘土は水をとおしにくいとはいっても全くとおさないわけではないことなどから、完全な封じ込めは今の技術では不可能であるとの具体的な説明がありました。

畑さんは、土壤汚染対策法は不充分というより無い方がいい法律だと指摘されました。

＜現地からの報告＞山田久美子さん

産業廃棄物の都心からの大量流入と、焼却処理場の集中、違法な野焼き、不法投棄で苦しんできた埼玉西部地域、特に通称くぬぎ山では、住民運動、法規制などの動

きから焼却炉は減ってきているが、一旦できてしまった産業廃棄物の流れ自体は変わらず、現在も破砕や不法投棄状の放置された巨大なゴミ山に悩まされていること、くぬぎ山再生事業と銘打った施策によってあたかも解決したような感を与えるが、その裏でこのような行為が未だに野放しとなっていること。また、特に深刻なのは、2001年暮れから活発化した残土の流入で、ちょうど土壤汚染対策法案が検討され始めたころと一致するため、成立前後の混乱に乗じて不審な業者が地主に貸与を持ちかけたり、詐欺行為によって地主も知らない間に大量の残土が搬入されるという事件が起きていること、里山の木々を切り払い、深さ14m～15m、幅20m、奥行き100m～200mの巨大な穴を掘り、10トントラックで受けてきた残土（汚泥？）によって短期間に埋め尽くし、さらにその上に積めるだけ積んで巨大な山を築いて、業者自身は行方をくらます。このようにしてできた残土の山が現在3個あることなどが、現地の写真を示しながら報告されました。

＜パネルディスカッション＞

●藤原寿和さん

千葉県は1960年代の高度経済成長期に首都圏から排出される産業廃棄物や建設残土の格好の捨て場とされてきたため、県下の市町村では他県に先駆けて残土壌例を制定して自衛策を講じてきたこと、当初は盛り土の崩落による安全性が問題とされたが、その後有害物質が混入し



土壤汚染防止対策のあり方をめぐって活発な意見交換が行われたシンポジウム＝新井喜代次さん写す。

た産廃が残土に混ぜられて捨てられるようになって以降、埋立土砂や残土等の地質汚染防止の面から、県が全国に先駆けて土質規制を目的に残土条例を制定した。しかし、条例には①残土処分に立地制限が設けられていない、②市町村の条例には定められていた住民説明会の義務づけがない、③残土の発生元の確認及び搬入される土質の検査体制の不備等から違法処分が見過ごされてきた、などの指摘の後、最近に残土に焼却灰や有害な産廃をアンコにして混ぜて投棄するという悪質な「残土処分」（実際には産廃の不法投棄）が横行し、また過去に投棄された産業廃棄物の埋立場所から河川や地下水に内分泌かく乱化学物質などの有害物質が流出して問題となるケース、環境省が毎年都道府県に依頼して実施している井戸等地下水調査の結果千葉県が全国で一番汚染井戸の検出率が高いなどの実体が紹介されました。

今回の土壤汚染対策法では、こうした過去に埋め立てられた残土や産廃中に含まれていた有害物質の河川や地下水への流出による汚染問題に対しては、効力が及ばないという問題点を抱えていること、六価クロム事件以来20年以上にわたって市街地における土壤汚染防止法は制定されず対策が立ち遅れたこと、国土を格子状のメッシュに切ってその格子点の土壤調査を行って汚染状況を把握するオランダの例、ポジティブ・マップ、ネガティブ・マップを作成し、水源地域等には廃棄物処分場など地下水の汚染をもたらすような施設の立地を制限する制度を設けて汚染の未然防止対策を講じているドイツの例

を紹介し、日本もこうした取組を行うよう制度化すべきだと指摘されました。

●黒川陽一郎さん

土壤汚染対策法の制定経過、同法の目的、特定有害物質、土壤汚染状況調査、土壤汚染による健康被害の防止措置、指定調査機関、指定支援法人等新法の概要、政令・技術的基準の概要、施行スケジュールなどについて説明されました。

●中村晶子さん

市民の立場から見て、新法は事後対策にすぎず、しかもごく限られたケースについて不十分な対応をするだけのものであること、畑さんの指摘のように事後対策はどれも不完全である以上、大切なのは未然防止であること、いまとなつては運用を注意深く見守りながら附帯決議を足がかりに改正を働きかけていかなければならないこと、情報を開示して市民参加の道を開くことが大切であることなどの指摘がありました。

質疑：会場からは、黒川さんに対する質問・意見が相次ぎましたが、その一部を紹介します。

Q1. 経産省と環境省は法案の閣議決定に際して、鉱山保安法の管理区域を新法の対象外にする旨の合意をしたときいているが、なぜか。

A1. なにもしないというわけではなく、どちらでやるかの問題。経産省がやるというので、そちらにまかせるということになった。

Q2. 未然防止の観点が無く、土壤汚染問題の長期的展望も感じられないが？

A2. 土壤汚染はいまだ全体像が見えていないので、この法律は個々の問題のケースをつぶしていくという観点で作られている。

Q3. 健康被害の防止措置として汚染土壌を浄化させるべきなのに、なぜ覆土でよしとするのか。

A3. 浄化が望ましいのはわかっているが、どこまでやらせるのか、費用もかかるのでイヤだと言う者に罰則付きの命令で浄化まで強制するのは難しいのではないかと議論だった。

(文責：広報委員会)

「くぬぎ山」から煙が消えた

所沢にきれいな空気をとりにどす会

渋谷 幸子

煙を止めた12年間の闘い

埼玉県西部の「くぬぎ山」に集中していた建築廃材などの産廃焼却施設が12月1日までに姿を消し、私たち周辺住民は12年ぶりに新たなダイオキシン汚染の心配から解放されました。「くぬぎ山」にある産廃焼却施設は埼玉県と関係3市1町の手で撤去され、そのあとに樹木が植えられて林が再生されることになっています。

私は「くぬぎ山」に隣接した地で小さな声をあげ、「ダイオキシンの発生を何としてもなくさなければ」と警鐘を鳴らし続けてきました。辛い活動でしたが、12年間の悲願が今、ようやく実を結び、とても喜んでいます。これも、問題解決のため協力してくださった専門家、報道関係者、環境保護団体を始めとする全国の皆様のおかげです。

産廃の野焼きから小型焼却炉へ

「くぬぎ山」は所沢、川越、狭山の3市と三芳町にまたがる広大な雑木林。今では武蔵野の風景を残す貴重なものとなっています。この雑木林は1696年、川越藩主柳沢吉保の命を受けた家臣たちが開発した耕地「三富新田」を風から守る防風林として造成された、すばらしい文化遺産です。私はこれに魅せられ、「くぬぎ山」が庭先に広がるところを「終の住みか」と決め、1981年に移り住んだのでした。

それから10年後の1991年2月、「くぬぎ山」で産廃を焼く野焼きの黒い煙が上がり始めました。わが家から100メートルほどの狭山市の林の中に、2業者が林にボールのような穴を掘り、運んできた建築廃材や廃プラスチックなどを投げ込んで燃やしたのです。夜ともなると、消え残りの火が燃え広がり、番犬もおびえる日々が続きました。

1992年までは孤独な1人だけの闘いでした。再々の苦情の末、埼玉県と所沢市の職員がいきなり来て、「小型焼却炉設置の指導をします。小型でも法の厳しい網を被せられる」というのです。

しかし1994年に1日の処理能力5トン未満の小型焼却炉2基が建設され、そのあと小型焼却炉が建ち並んで、半径500メートル以内に15カ所もの炉がひしめく産廃焼却炉密集地帯が出現しました。黒煙や灰の排出量はますますひどくなり、悪臭も放ち始めました。

1994年7月のNHKのニュースに

1994年7月、全国処分場ネットワークによる電話相談110番に「助けてください」と訴え、それ以来、処分場ネットワークは「助けの神」になりました。しかし、この頃から農家の長老や自治会長、農家代表の市議会議員から「活動をやめろ」という電話が頻繁にかかってくるようになりました。私は「雑木林が好きですから。一緒に頑張りましょう」と説得に努めたのですが、「新参者は黙れ」と怒鳴り、聞く耳を持ちません。そればかりか、わが家の車庫の車のタイヤにくぎが刺されるようになり、その回数は95年までに15回に及びました。

処分場ネットワークが「雑木林を守りたい」という私たちのために弁護士を差し向けてくれました。これを機に、近くの7件で「所沢にきれいな空気をとりにどす会」を結成したのですが、提訴には至りませんでした。「とりにどす会」は厚生省や環境庁、埼玉県などにダイオキシン発生防止対策の実施を要望しました。

94年12月、止めよう！ダイオキシン汚染・関東ネットワークの方々の現地見学会があり、参加者は悪臭と松の立枯れに驚いていました。産廃業者は申し合わせたようにドーベルマンにほえさせて威嚇しました。

この見学会の後、多くの賛同者のご協力により、ヘリ



新緑の美しい「くぬぎ山」雑木林＝1997年6月、赤木さん写す。

からの産廃焼却炉集中地域の空中写真撮影が実現し、貴重な資料となりました。

宮田教授が土壤汚染実態を明らかに

1995年1月、摂南大学薬学部（環境科学・食品衛生学）の宮田秀明教授（環境科学）を「くぬぎ山」に案内しました。宮田教授は雑木林内の10カ所で土壌を採取、同年12月6日、その分析結果を発表しました。

それによると、産廃焼却炉跡の焼却灰から1グラム当たり4,287ピコグラム、廃止された炉から2,075ピコグラムという極めて高い濃度のダイオキシンが検出され、野焼き跡の土壌と灰はそれぞれ同552ピコグラム、442ピコグラム、6地点の一般土壌は最高218ピコグラム、最低96ピコグラム、「くぬぎ山」から4キロ南の航空公園内2カ所の一般土壌も104ピコグラムと93ピコグラムでした。

日本の表層土壌の1グラム当たりのダイオキシン濃度は数ピコグラムから10ピコグラム前後。これに比べて「くぬぎ山」の土壌汚染レベルの非常に高いことがこの調査で分かりました。幼児の遊ぶ公園の汚染も大きな衝撃でした。

県と市が隠していた基準の150倍

97年9月5日、所沢市はごみ焼却炉の排ガスから1立方メートル当たり最高1万2000ナノグラム（ナノは10億分の1）という高濃度のダイオキシンを検出していたに

もかわらず、県環境部と一緒にデータ隠しをしていたことが新聞報道で明るみに出ました。8日、市民団体のメンバー約50人はプラカードを持って市役所に押しかけ、市長に強く抗議。市長が陳謝し、土屋義彦埼玉県知事も「県民への背信行為。詫びたい」と謝りました。

98年3月、学生など総勢650人の若者たちが所沢と池袋に集い、「いのちが大事。煙を止めて！」などと書かれたプラカードを持ち、ダイオキシンの発生防止を訴えてデモ行進しました。この年にはダイオキシン汚染に反対する住民たちが47の業者と操業を許可した埼玉県を相手取り公害調停を県公害審査会に申請しました。

全産廃施設を撤去し、跡地に植樹

「くぬぎ山」と、その周辺にピーク時、64基を数えた産廃焼却施設が12月1日までにゼロになるため、埼玉県と関係4市町は施設撤去後の跡地に植樹し、「くぬぎ山」の自然再生を図ります。そのための予算は昨年12月に環境省の「ふるさと自然再生事業」（2000万円）が認められ、国土交通省による600万円の追加もあり、これを基に県・市が具体的に事業を進めることになりました。

ダイオキシン土壌汚染処理の問題は残りますが、林立していた焼却炉がゼロになり、緑豊かな三富新田の「くぬぎ山」を辛うじて次の世代に引き渡すことができそうです。何度となく家族に危害が加えられそうになったことさえあったことを考えますと、こうして解決の方向を見出したことは不思議なくらいです。本当にありがとうございました。

「くぬぎ山」産廃焼却問題の教訓

国民会議常任幹事・江戸川大学講師

川名 英之

焼却施設の集中は防げなかったのか

埼玉県所沢、川越、狭山、三芳の4市にまたがる「くぬぎ山」には建築廃材など産廃の焼却施設が図に示されているとおり、ピーク時、半径500メートル以内に15基、「くぬぎ山」の周辺地域を含めると、50基を超える集中ぶりでした。これらの焼却施設はダイオキシン排出規制の強化に対応できず、12月1日までに焼却をやめることになりました。埼玉県と関係4市は国の方針に基づいて産廃施設を撤去し、樹木を植えて損なわれた自然を再生する計画を進めています。

「くぬぎ山」への産廃焼却施設の集中と、建築廃材などの焼却によるダイオキシン汚染は全国でも例のないひどさでしたから、産廃焼却に反対する地域住民の願いは洪水幸子さんの記事にも書かれているとおり切実でした。

問題がひとまず解決した、この折に、なぜ「くぬぎ山」に産廃焼却施設が自然発生的に集中し、行政はそれを長い間、止めることができなかったのか—について考えてみましょう。

「くぬぎ山」産廃焼却施設の集中立地問題の経過を検証することは、このような事態を繰り返さないための教訓となるでしょう。

焼却施設集中を止めなかった埼玉県

「くぬぎ山」に産廃の中間処理業者や自社処分業者が入り込んで来たのは1980年代の初め。この地は巨大都市東京に隣接し、関越自動車道路インターチェンジのすぐ近くにあるため、焼却処理場にされやすいという地理的な状況にあったのです。当時、「くぬぎ山」に土地を持

つ人の中に相続税や固定資産税を払えなくなった人がいたことに目をつけて土地を買い取り、焼却処理を始めたケースもありました。

廃棄物行政は国の機関委任事務で、埼玉県が実施できる権限には限界があるのは確かです。しかし埼玉県は東京などからの建築廃材などの流入を規制しませんでした。当時、廃棄物行政を県に委任していた厚生省はダイオキシン汚染防止対策の必要性を認識していませんでしたから、廃棄物処理法の改正などの有効・適切な対策も取りませんでした。

業者が建築廃材などの野焼き（1992年に禁止）を始めた1991年ごろから県は行政指導で小型焼却炉の設置を勧め、資金難の業者には補助金を出しました。その結果、5トン未満の小型焼却炉が急ピッチで増えて全国最大の産廃焼却炉集中地域となり、ダイオキシン排出量が野焼きとあまり変わらない小型焼却炉群による環境汚染が長い間、続きました。

1997年に厚生省が焼却炉のダイオキシン類排出濃度の新基準を設定、5年後の2002年12月から適用することを決めました。新基準に対応できない小型焼却炉が今回、廃止に追い込まれたわけです。

新たに発生した残土埋立て問題

国民会議主催シンポジウム「どうなる？ 土壌汚染対策」の中で、「さいたま西部・ダイオキシン公害調停をすすめる会」に所属し、国民会議常任幹事でもある山田久美子さんが報告したとおり、「くぬぎ山」では昨年11月から業者が巨大な素掘りの穴をいくつも掘って残土やアスファルトの混じった汚染土を投棄し、埋め立てました。土壌や地下水を汚染する恐れのある、このような行為に

対し、国や県はこれを規制する措置を取っていません。

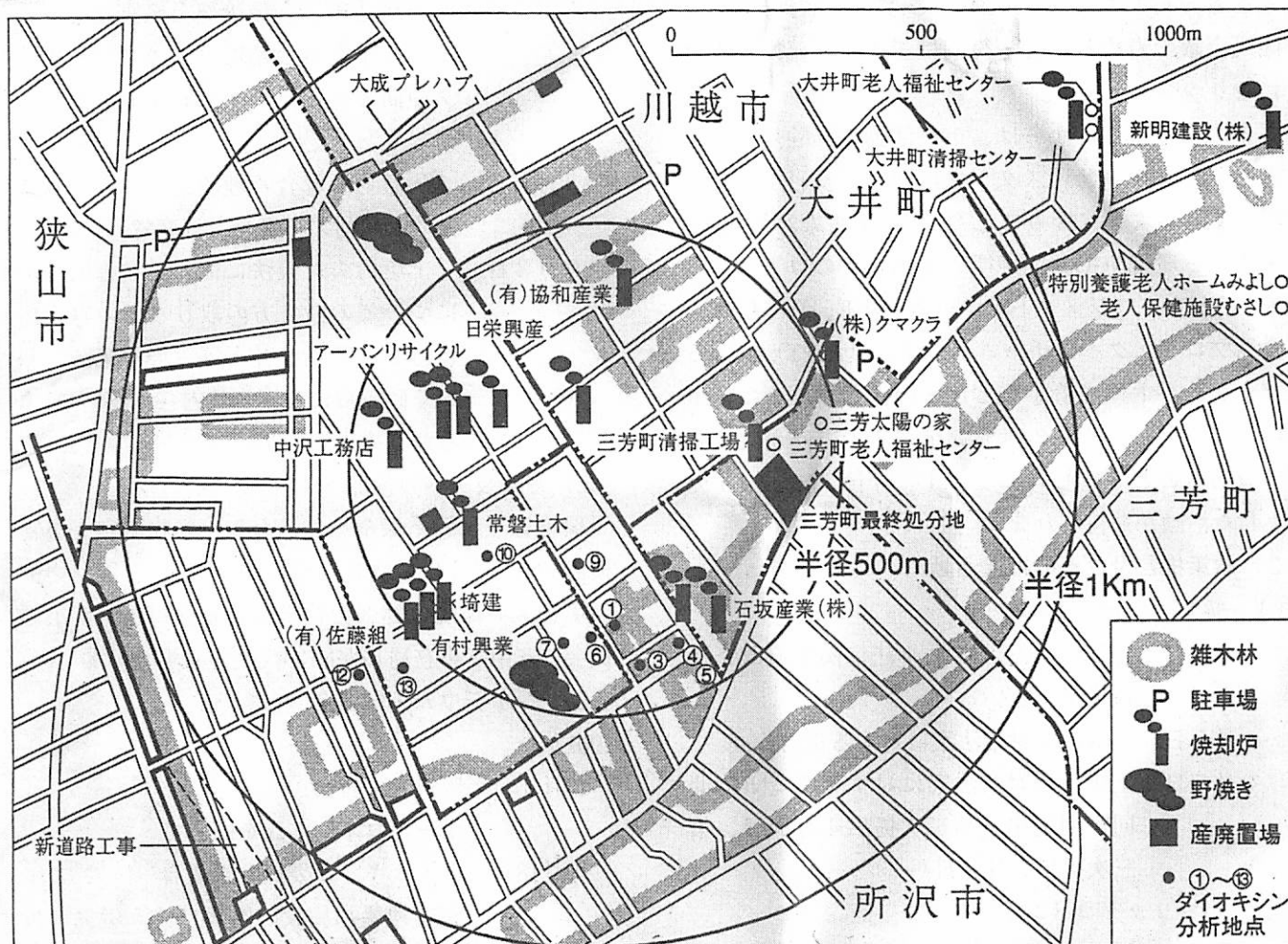
「ダイオキシン公害調停をすすめる会」は、このような土砂の埋立てによる土壌・地下水の汚染を防止するための対策として①「土壌汚染対策法」の政省令に残土規制に関する事項を盛り込む、②「廃棄物処理法」の改正時に建設事業によって発生した残土を「廃棄物」と位置づける、③「残土規制法」を制定する—のいずれかの法規制措置を提案しています。

豊かな自然資源である「くぬぎ山」を環境汚染から守

るために、残土投棄問題への新たな取組みが必要になっています。また、これから始まる産廃焼却炉撤去後の跡地のダイオキシン汚染土壌処理も、住民に納得できるような対策を実施して欲しいものです。

「くぬぎ山」への産廃焼却施設の集中にも、今度の残土の埋立てに対しても、行政は有効・適切な対応はゼロでした。環境汚染防止にもっと積極的になるよう政治・行政を変えていく必要があるでしょう。

埼玉県西部の「くぬぎ山」産廃施設マップ



筆者注) 調査地点②、⑧、⑪は産廃焼却炉密集地の南約4キロの航空記念公園ほか1カ所。

出所)「止めよう！ダイオキシン汚染さいたま実行委員会」資料

国民会議第4年度の活動報告

(2001年10月～2002年9月)

総括

事務局長 中下 裕子

1. 活動報告

1. 総括

1998年10月の発足以来、4年目の活動を振り返ると、前年からの取組みが具体的な形を成してきたものも多く、政策提言型NGOとしての活動も充実していました。特に2年がかりで取り組んできた環境教育チームのビデオ制作が、ついに『4Rでゴミダイエット』として完成を見たことは、活動の幅に広がりをもたらしたといえます。こうした活動により、国民会議の占める位置・役割はますます確かなものになりつつあります。

また、今年4月からは、市民活動の経験豊富な三島佳子さんを事務局スタッフに迎え、多彩な活動が展開できるようになりました。「土壌汚染対策法案」をめぐる環境NGO共同声明の提出などのロビー活動や、子どもプロジェクト・チーム（以下、子どもPT）、食品プロジェクト・チーム（以下、食品PT）によるブックレット作成着手などがその例です。また、事務局に協力してくれるボランティアの方々が集まりつつあることも嬉しいことです。今後、ますます充実した活動が期待されます。

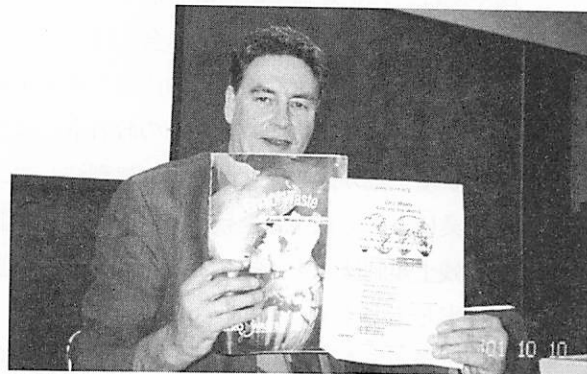
2. 政策提言及びその推進活動

(1) 提言・共同声明

- 2月28日 容器包装リサイクル法に関する改正提言提出
- 4月3日 土壌汚染対策法案に対する提言作成
- 4月5日 土壌汚染対策法案に対する環境NGO共同声明提出（第二次提出4月24日、第三次提出5月8日）

(2) パブリックコメント

- 5月10日 「廃棄物・リサイクル基本問題に関するパブリックコメント」提出
- 6月13日 ダイオキシン類の底質の環境基準に関



2001年10月10日 脱焼却学習会の講師
ポール・コネット氏

する意見提出

- 8月12日 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会循環ビジネスワーキング中間とりまとめ案に対するパブリックコメント提出
- 8月16日 「化学物質総合管理研究会中間とりまとめ」に対する意見を経産省に提出。
- 9月3日 「土壌汚染対策法に係わる技術的事項についての考え方の取りまとめ（案）」に対する意見・「土壌汚染対策法に基づく政省令に規定する内容（案）」に対する意見提出

(3) 審議会等への参加

環境省「生態系保全等に係わる化学物質審査規制検討会」、同「化学物質と環境円卓会議」、同「中央環境審議会環境保健部会化学物質審査規制制度小委員会」に中下事務局長がNGO代表の立場で参加

3. シンポジウム・学習会

2001年

- 10月10日 脱焼却学習会
ポールコネット氏を囲んで
- 10月18日 ダイオキシン委員会学習会
「廃棄物焼却施設の解体に伴う労働者被曝問題について」
講師 神奈川労災職業病センター
西田隆重さん

「土壌汚染防止に係わる法制度化をめぐる動向について」

講師 エネルギージャーナル社
石井義庸さん

12月21日 食品プロジェクト学習会

「魚介類のダイオキシン汚染」
講師 環境総合研究所副所長
池田こみちさん

2002年

2月4日 食品プロジェクト学習会

「食品のダイオキシン汚染」ー水産庁・環境省のデータを読むー
講師 元環境監視研究所所長
中南元さん

3月6日 NGO参画法制定ネット学習会

「行政計画決定プロセスの概要と市民参加の現状など」
講師 環境省総合政策局総務課
深見正仁さん

4月3日 緊急討論会「土壌汚染対策法案はこれでよいのか!？」

5月23日 POPs学習会「日本政府ストックホルム条約批准に向けて」

6月5日 NGO参画法制定ネット学習会
「ドイツの行政手続法への住民参加」
講師 須田政勝弁護士

6月18日 循環型社会提言プロジェクト学習会
「民主党提案の廃棄物処理法改正案」
講師 梅板英樹さん

6月24日 NGO参画法制定ネット学習会
「自然再生へのNGOの参画について」

7月3日 NGO参画法制定ネット学習会

「日本の環境アセス制度について」

講師 藤原猛爾弁護士

7月31日 食品プロジェクト学習会

「環境ホルモンから身を守る食べ方」
講師 池上幸江さん

9月4日 NGO参画法制定ネット学習会

「アメリカの参画法システムについて」
講師 関根孝道弁護士

4. ビデオの作成

環境教育チームが制作に取り組んでいた環境教育ビデオ「4Rでゴミダイエット」が完成しました。機会あるごとに宣伝活動に取り組み、これまでに約70本販売しました。今後も、販売の促進に努める予定です。なお、文部科学省の認可が得られました。

5. 国際的活動

ヨハネスブルグサミットに水口常任幹事が参加しました。

6. ニュースレターの発行

14～19号を発行しました。

7. 情報公開請求

食品のダイオキシン類汚染に関するデータの開示請求、及び不開示決定に対する異議申立てを行っています。

8. 国民会議ブックレットの作成

子どもPT、食品PTでは、ブックレット作りに取り組んでいます。

9. 各委員会・PTの活動

詳細は各委員会からの報告をご覧ください。

II. 次年度の目標

1. 会員拡大と財政基盤の強化

このところ会員数が伸び悩んでいます。会員拡大と財政基盤の強化に会を挙げて取り組みたいと考えています。

2. 政策提言等

以下の提言作成に取り組めます。

- ・ダイオキシン対策特別措置法に関する提言
- ・残土規制法制定に関する提言
- ・循環型社会形成のための廃棄物法制に関する提言
- ・食品中のダイオキシン対策に関する提言
- ・子どもの環境リスク削減対策に関する提言



2002年5月23日 POPs学習会
「日本政府 ストックホルム条約批准に向けて」

- ・パブリックに対する意見提出（随時）

3. ブックレットの作成

- ・子どもPT、食品PTではブックレット作成の予定です。

4. その他

- ・医療廃棄物における塩ビ対策に関する本の翻訳、出版
- ・他NGOとの共同によるダイオキシン汚染調査活動
- ・食品安全問題に関するリスクコミュニケーションの推進
- ・情報公開請求及び不開示決定に対する異議申立て等の課題に取り組むたいと考えています。

ダイオキシン委員会

委員長 藤原 寿和

I. 活動報告

前年度に引き続き、原則毎月1回（第二木曜日）夜6時から弁護士会館10階の会議室で委員会を開催してきました（2001年10月から2002年5月まで7回）。

検討テーマは①ダイオキシン類対策特別措置法の見直し、②土壤汚染対策、③食品汚染対策、④労働者被曝対策、⑤毒性・リスク評価、⑥素材・製品対策、⑦PCB製品及びPCB廃棄物対策の7項目ですが、このうち③の食品汚染対策は、あらたに発足した食品PTの方に検討作業は委ねることになりました。

この定例の委員会は、回を重ねる毎に委員の出席率が悪くなり、時には流会せざるを得ない時もあり、今年6月以降は開催できないまま今日に至っています。

この間ダイオキシン委員会として取り組みができたのは、昨年10月18日に開催した公開学習会と、今年6月10日付けで提出したパブリックコメント「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁のうち水底の底質の汚染に係る環境基準の設定等について」報告案に対する意見です。

また、今年4月3日には、土壤汚染対策法案の国会審議に対して緊急の院内討論会「土壤汚染対策法案はこれでよいのか!？」を開催しました。

II. 次年度の活動予定

現在、委員会としての活動は停止した状態になっていますので、再開に向けての私案という形で提示させていただきたいと思います。

1. 年内もしくは1月を目途に「ダイオキシン類対策特別措置法の改正に向けての提言」の委員長私案（藤原私案）を取りまとめること
2. 1月もしくは2月を目途にダイオキシン委員会（第19回）を開催し、「藤原私案」についての検討を行う
3. 3月までには上記「提言」を取りまとめ、常任幹事会に提示する
4. 4月もしくは5月以降に「提言」をめぐってのシンポジウムを開催する

III. 今後の活動計画

1. 「ダイオキシン類対策特別措置法の改正に向けての提言」の取りまとめ（2003年3月まで）
2. シンポジウムの開催（2003年4月以降）

広報委員会

委員長 佐和 洋亮

I. 活動報告

1. ニュースレターの編集・発行

広報委員会では、主な活動として国民会議ニュースレターの編集・発行を担当し、隔月ごとに年6回、予定通り発行しました。継続は力。委員の方々のおかげです。

ニュースレターに対する読者の方の感想はおおむね好評ですが、一部に「難しすぎる」という指摘がありましたので、内容の水準は落とさずに、図表や写真を多く使ってできるだけわかりやすく読みやすい紙面作りを心がけています（……難しいことを易しく表現するのは、易しいようで難しいことです）。

2. ホームページの管理・運営

国民会議のホームページが昨年度からリニューアルしました。国民会議の設立趣旨、概要、政策提言、行事の案内、ニュースレターの記事などが掲載されています。アクセス件数は、1万件を超えています。

3. その他

政策・立法の「提言」提出の時、シンポジウム・公開学習会の案内などを記者クラブ等に配布して広報をおこなっていました。

II. 次年度活動予定

1. ニュースレターの編集・発行

引き続き従来のペースでニュースレターを発行します。

2. ホームページの管理・運営

引き続きホームページを管理・運営します。将来的には、英文のページも作りたいと考えていますが、そのためには翻訳のための人材が多く必要となります。

3. その他

これからも、当委員会は限られた人員と予算の中でがんばります。

子どもプロジェクト・チーム

座長 松崎 早苗

昨年度、出生性比の分析を行ってきた環境ホルモン委員会は、全国の市区町村のデータ分析を一応終わった段階で、メンバーみんなが参加できる活動として「子どもたちを化学物質から守る行動」を提起しました。丁度発足間もなかった「毒物のない社会委員会」と合同のプロジェクトとしてはどうかという提案が幹事会から出されて、そこから「子どもプロジェクト」がスタートしました。メンバーが集まって相談した結果、各自が日頃から関心をもっているテーマを持ち寄って、子どもたちを化学物質から守るための冊子を作ることとなりました。

冊子の原稿が出そろって、現在、本としての体裁を検討している段階です。メンバーがこれまで培ってきた活動を基礎とした文章が集まったので、かなり説得力のある冊子になると期待されます。完成したら効果的に配布するために、みなさんのご協力をお願いします。

なお、環境事業団から調査研究とシンポジウム開催などの費用として100万円の助成を受けているので、冊子つくりと平行してアンケート調査を検討しているところです。

食品プロジェクト・チーム

座長 森脇 靖子

I. 活動報告

昨年度末以降、環境省、農水省、水産庁、厚労省に対して情報公開を請求し、膨大な調査データを手に入れました。またアメリカ環境保護庁（EPA）やEU委員会のダイオキシン汚染に関する資料など海外のデータも集めてきました。

こうした入手データを一般の人々に分かりやすい形で情報発信するために、大量の生のデータの解析を専門家をお願いすると同時に、食品PT内でもさまざまな角度から魚介類のダイオキシン汚染について討議をおこないました。

その結果、従来言われていたように、日本沿岸の魚介類の深刻な汚染が見えてきました。魚介類を中心とした食品の汚染の実態を明らかにし、また妊産婦や乳幼児などのリスク集団、あるいは消費者自らが、日常の食生活の中でダイオキシン摂取の低減化ができるように、現在、ブックレットの作成をすすめています。

国から入手した膨大なデータの分析など専門家の方々にお願いし、公開学習会を開催しました。

II. 次年度に向けた抱負

現在チームのメンバーが執筆を進めているブックレットの情報をホームページで公開し、また、食品のダイオキシン汚染についてシンポジウムの開催を予定しています。

また、今回のブックレット作成の課程で明らかに



2002年7月31日 食品プロジェクト学習会
「環境ホルモンから身を守る食べ方」

なった高濃度の母乳汚染の問題があります。この問題や食品のダイオキシン汚染の基準値や規制の問題に取り組むためにもさらなる「提言」と市民への問題提起や国への働きかけを行なっていきたいと考えています。

循環型社会提言プロジェクト・チーム報告

座長 磯野 弥生

循環型社会提言プロジェクト・チームは、今年2月に改正提言をとりまとめた「容器包装リサイクル法改正提言チーム」を母体に、来年の通常国会で提出される見込みの廃棄物処理法の改正に対する提言を目的として発足しました。

「廃棄物・リサイクル基本問題に関する中間とりまとめ（案）」に対するパブリックコメント、「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会循環ビジネスワーキンググループ中間とりまとめ（案）」に対するパブリックコメントの提出、学習会などを通して、今回の廃棄物処理法だけでなく、より広い意味での廃棄物政策を視野に入れた提言づくりにシフトしていこうとしています。

環境教育チーム

座長 山田 久美子

I. 活動報告

環境教育ビデオセット『4Rでゴミダイエット』を2002年3月末に完成させ頒布を始めています。同3月4日には、池袋エポック10において完成披露・説明会を催しました。8月7日には環境省主催の化学物質に関する教材ワークショップ（千葉市はるる会館）に参加し、環境省作品とともにビデオセットについての発表の機会を得ました。また8月20日には日経新聞社主催の『やってみよう！環境教育サポーター』（日経ホール）において、展示・発表を行い、国民会議の環境教育活動への参加希望者が10名であったとの、主催事務局からの連絡があります。なお現在、文科省へ教育映画等の審査申請中です。



環境教育チームが作成したビデオの撮影風景

II. 次年度に向けた抱負

2003年3月末までには、同ビデオセット指導者用テキストのバージョンアップ作業を終了するため、現在改訂に向けての情報収集の一環として、購入・使用者へのアンケート調査を行っています。またチーム内外の国民議会会員の皆様からも意見・示唆をいただき、よりよい教材としたいと考えています。また広報にもさらに力を入れる方針です。

塩ビ医療器材問題チーム

座長 山田 久美子

I. 活動報告

今年度は、昨夏からの懸案事項であった塩ビ系医療器材問題への政策提言の、早期提出に向けての活動を主に行いました。国民会議常任幹事であり医師・弁護士として活躍されている古川氏を専門家として迎え、また独自に塩ビ医療器材問題活動を展開してきた日本子孫基金から新居田氏も加わって、共同提言を10月中に提出の予定です。なお参加を呼びかけたグリーンピースは不参加の意向を示しました。現在は9月9日の厚生労働省医薬局安全対策課へのヒアリング（塩ビ可塑剤DEHPの有害性への認識と検討会の進捗状況）、メーカーとしての現況ヒアリングとして、日本医療器材工業協会の中橋氏（テルモ）をお招きしての勉強会を終えました。

II. 次年度に向けた抱負

大方のヒアリングを済ませ、可能な限り速やかに（10月中の予定）、提言を完成し厚生労働省担当部局に提出の方針。これによって今年5月以降動きのあ

る厚生労働省に『塩ビ医療器材回避通知』の早期公表をさらに促すとともに、その後の代替製品の普及への一助とします。またアメリカの環境NGOであるHealth Care Without Harm(HCWH、害のない医療)の2003年1月出版予定『医療系廃棄物の非焼却処理・国際版(仮)』の翻訳と日本語版の出版を計画中。専門家として国立環境研究所廃棄物研究所長の酒井伸一先生に監修していただく予定。

NGO参画法制定ネットワーク活動報告

中下 裕子

月に一回程度、日本の市民・NGO参画の制度やアメリカ、ドイツの制度などに関する学習会を開催しています。ヨハネスブルクサミットでの動きを踏まえて、オース条約やアジアガイドラインを勉強するとともに、日本国内の情報公開・参画の現状と課題の把握に努めたいと考えています。国際NGOとの連携も視野に入れて、さまざまなNGOのネットワーク形成を図りたいと考えています。

国民会議とは別組織のため、国民会議会計では予算は組んでいません。但し、国民会議名で助成金申請を行い、助成が受けられれば、正式に国民会議の事業活動とし予算消化したいと考えています。

情報公開請求報告

中村 晶子

2002年4月1日に情報公開法が施行されたのを機に、情報公開制度を積極的に利用することにしています。前々年度から前年度にかけて、主として食品PTが食品のダイオキシン類汚染について検討するために使用するデータを集めるために情報公開請求をおこないました。

各省庁がおこなった調査結果の概要は、一般に公表され、ホームページにも掲載されますがどこのような検体が選定されているのか、また各検体のダイオキシン類濃度についての詳細な原データは公表されないため、次のとおり情報公開を求めました。

1. 水産庁：平成11年度魚介類中のダイオキシン類の実態調査結果の原データ
→01年5月 全部開示
2. 環境省：平成11年度公共用水域等のダイオキシン類調査結果の原データ
→01年8月 全部開示
3. 環境省：平成10年度農用地土壌及び農作物に係るダイオキシン類調査結果のうち、農作物のダイオキシン類データの全原データ
→01年8月 一部開示。試料採取地点名及び地点ごとのデータが開示とならなかったため、異議申立中
4. 厚労省：平成10、11年度食品中のダイオキシン汚染実態調査結果の全基礎データ
→01年8月 一部開示。調査先自治体名・食品の商品名・産地・採取海域・研究機関の名称等が開示とならなかったため異議申立、02年9月に開示決定が変更され自治体名・研究機関名等が開示となった
5. 農水省：平成10、11年度畜産物及び飼料等のダイオキシン類実態調査結果の全原データ
→01年9月 一部開示。試料採取場所が開示とならなかったため異議申立中
6. 農水省：平成11年度農用地土壌及び農作物に係るダイオキシン類実態調査結果のうち農作物のダイオキシン類濃度の全原データ
→01年9月 一部開示。検体別の調査地点を特定できるデータが開示とならなかったため、異議申立中

私たちの納めた税金を使って行った調査の結果は国民の共有財産ですから、本来全部開示されるべきものです。ところが、国民の健康に深く関わる情報であるにもかかわらず、産地・生産者の利益を害する恐れがあるとの理由で、重要な部分がことごとく不開示とされているのが現状です。わずかに、従前は情報公開が進んでいなかった水産庁が全部開示したことは当然のこととはいえ高く評価されます。

不開示とされた情報については、異議申立をしてその是非を問い、不当な不開示決定を改めさせていく必要がありますので、引き続き活動していく予定です。

2001年度会計貸借対照表

2002年 9 月30日現在

科目	金額		
1. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	現金手元有高	129,963	
普通預金	富士銀行神谷町支店		
郵便貯金	郵便局		
	流動資産合計	4,678,246	4,678,246
	資産合計		4,678,246
2. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金		100,000	
預り金		3,000	
	流動負債合計		103,000
	負債合計		103,000
3. 正味財産の部			
前期繰越正味財産		4,122,292	
当期正味財産増加額		452,954	
	正味財産合計		4,575,246
	負債および正味財産合計		4,678,246

2001年度収支計算書

2001年10月 1 日から2002年 9 月30日まで

科目	金額		
1. 経常収入の部			
1. 会費・入会金収入			
入会金収入	116,000		
会費収入	1,962,000	2,078,000	
2. 寄付金収入		1,332,510	
3. 事業収入			
シンボ他参加費収入		172,400	
4. 助成金収入			
東京都助成金収入	500,000		
消費生活研究所	250,000		
イオングループ	400,000	1,150,000	
5. 雑収入			
		67,179	
経常収入合計 (A)			4,800,089
2. 経常支出の部			
1. 事業費			
講師謝礼	131,260		
交通費	52,440		
通信費	1,032,340		
資料作成費	1,243,480		
書籍代	59,140		
会場料	5,250	2,523,910	
2. 管理費			
人件費	1,214,570		
雑費	608,655	1,823,225	
経常支出合計 (B)			4,347,135
当期収支差額 (A) - (B)			452,954
前期繰越額			4,122,292
次期繰越収支差額			4,575,246

2001年度活動別収支計算書

2001年10月1日から2002年9月30日まで

1. シンポジウム・学習会等の開催

収入の部

※1 イオングループ助成金	400,000
参加費	167,300
雑収入（資料販売代）	1,000
合計	568,300

支出の部

講師謝礼	131,260
交通費	5,000
通信費	1,040
資料作成費	81,320
会場料	3,500
雑費（雑費）	16,416
合計	238,536
収支差額	329,764

2. 意見書・提言の作成

収入の部

参加費	5,100
雑収入（提言売上）	2,300
合計	7,400

支出の部

交通費	30,000
通信費	198,534
資料作成費	73,500
合計	302,034
収支差額	△294,634

3. ニュースレターの発行

収入の部

※2 東京都助成金	500,000
雑収入（ニュースレター販売代）	29,200
合計	529,200

支出の部

通信費	553,145
資料作成費	1,013,712
雑費	57,015
合計	1,623,872
収支差額	△1,094,672

4. 出版物

収入の部

雑収入（書籍売上）	24,600
合計	24,600

支出の部

書籍代	59,140
合計	59,140
収支差額	△34,540

5. 会員勧誘（入会案内）

支出の部

通信費	3,740
資料作成費	9,450
雑費（雑費）	33,333
合計	46,523
収支差額	△46,523

6. 常任幹事会

支出の部

通信費	80
合計	80
収支差額	△80

7. その他

収入の部

入会金	116,000
年会費	1,962,600
寄付金	1,332,510
※3 消費生活研究所	250,000
雑収入（利息）	599
雑収入（資料代）	9,480
合計	3,671,189

支出の部

交通費	17,440
通信費	275,801
資料作成費	65,498
会場料	1,750
人件費	1,214,570
雑費（消耗品費）	38,701
雑費（HP管理費）	131,000
雑費（雑費）	332,190
合計	2,076,950
収支差額	1,594,239

※1 2001（平成13）年10月～2002（平成14）／11月までの活動に対する助成金

※2、3 2001（平成13）／4月～2002（平成14）／3月までの活動に対する助成金

2002年10月25日

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

会計担当 菊地美穂

急ぐべき化学物質過敏症対策

国民会議常任幹事・江戸川大学講師

川名 英之

化学物質が氾濫している今の社会では、だれにも化学物質過敏症を発症する可能性があることは、既に述べました。今、求められているのは化学物質過敏症対策です。

化学物質過敏症対策は、①健康な人が化学物質過敏症にならないための対策と、②化学物質過敏症になってしまった人のための対策—の2つがあります。そこで、今回はこの2つの問題のうち①について考えてみましょう。

化学物質過敏症にならないためには、「化学物質特集号（中）」（ニュースレター Vol.17、5月31日発行）で述べた主要な発症原因について、それぞれ1人ひとりが予防に努めること、抜本的な対策としては国・地方自治体が国民の協力を得て発症原因物質を徐々になくしていくことです。

化学物質過敏症を引き起こす化学物質は極めて多い。ここでは化学物質過敏症の主要な原因をもう一度、以下に掲げて、それぞれに必要な対策と、その現状について考察します。

- ①シックハウスやシックビルなど室内空気汚染
- ②屋外の大气汚染
- ③食品添加物と食物の化学物質汚染
- ④飲料水の汚染
- ⑤殺虫剤などの農薬と薬品による汚染

上記の5項目のうち③と④を除く原因物質を図に示すと、図のようになります。

厚生労働省のホルムアルデヒド対策

室内空気汚染は新築されたばかりの学校、図書館、オフィスビルや住宅の建材、家具に含まれる接着剤などから発生する化学物質によって引き起こされる

ことが多い。接着剤など問題の化学物質を含む新材を多く使用、そのうえ気密性の高い建物が増えていたために、それを吸い込んで頭痛や喉の痛み、めまいなどの被害が多く出るとみられています。

このような被害を生じさせる原因物質としてはホルムアルデヒドやトルエン、キシレン、有機リンなどさまざまな化学物質が指摘されています。なかでも建材や家具に最も多く使われ、主要な原因物質とみられているのがホルムアルデヒド。そこで化学物質過敏症被害者団体や市民運動団体は、これまで厚生労働省や国土交通省、文部科学省などに対策を要望してきました。

このような状況の中、厚生労働省は9月、学校やホテル、ホテル、オフィスビル、百貨店などの新築や大規模な改修の際、使用前に室内の空気に含まれるホルムアルデヒド濃度の測定を義務付け、国の指針値を上回る場合には改善策を取らせることを決めました。同省はこれに伴い、「ビル衛生管理法」の関連政令と省令を改正しました。

ホルムアルデヒドの指針値については、厚生労働省が「健康被害を防ぐための望ましい基準」として0.08ppm以下を定めています。測定が義務付けられる対象は面積が一定以上の学校や百貨店、ホテル、映画館、会社事務所、旅館などで、全国に約3万4000施設（2000年3月末現在）あります。

この測定義務に違反すれば、都道府県などが改善命令を出し、これに従わなければ建物の使用を禁止するという罰則の適用もあります。

国交省、文科省、経産省も対策を実施

一方、国土交通省は「化学物質特集号（中）」で述

べたとおり、今春の通常国会にシックハウス対策を盛り込んだ建築基準法改正案を提出、これが7月15日に可決・成立し、その後間もなく公布されました。改正法にはホルムアルデヒドなどの化学物質発散量の少ない建材の使用や一定の気密・断熱性を持つ建築物に換気設備の設置を義務付けることなどが追加されました。

また文部科学省も校舎の新築・改修時に室内空気を汚染する化学物質を発散しないか、発散量の少ない建材の使用と換気設備の設置などについては国庫補助の対象とすることができるとして、校舎の設置者が実情に応じて適切に対応するよう指導して行く考えです。

同省は現在、学校における化学物質の室内濃度や

児童・生徒の化学物質過敏症罹患（りかん）状況について調査しています。調査は北里研究所病院の石川哲臨床環境医学センター長など医学、建築学、保健学など15人の専門家による会議で検討しながら進められています。調査結果がまとまり次第、分析し、具体的な対策を実施するものとみられます。

これに関連して、経済産業省は建材の大部分に化学物質発散量に関するJIS規格を設定しました。

農薬の空中散布も疾患の原因

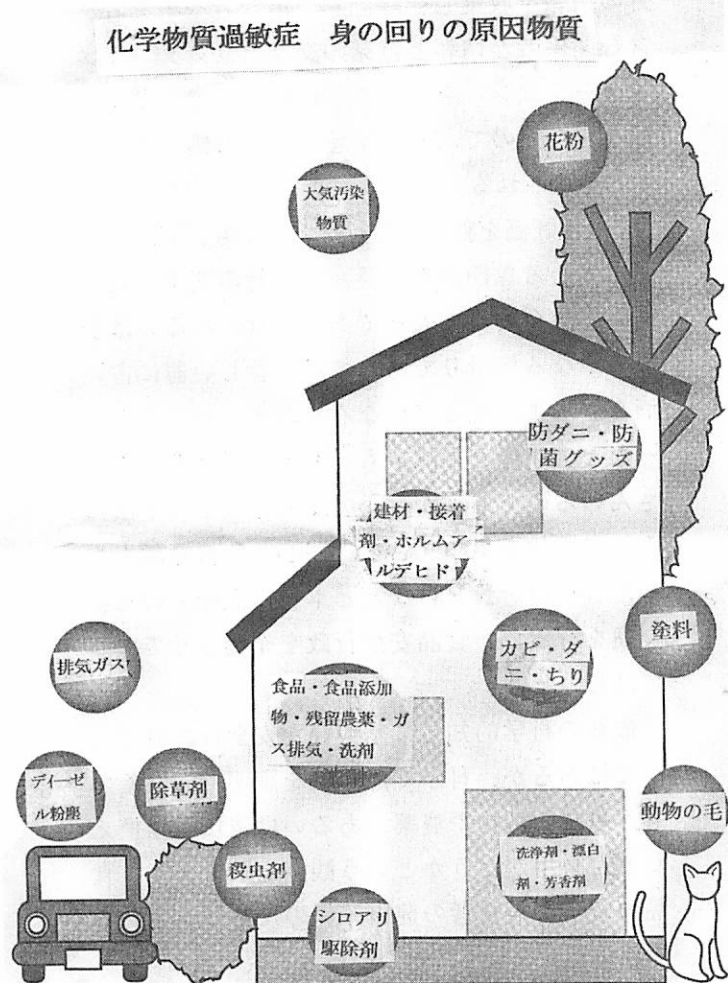
ヘリコプターによる有機リン系殺虫剤の空中散布も住民に化学物質による健康被害を引き起こしています。このような空中散布がここ数年、増えており、健康被害が増加傾向にあります。

例えば群馬県の空中散布面積は1995年ごろから増加し、2000年には1996年実績の約36倍に当たる3,300ヘクタールにのぼっています。DEPやMEPなどの有機リン系殺虫剤が地上散布の場合、通常原液の1000倍に薄められて使われるのに、空中散布ではわずか5倍から8倍にしか希釈されずに使われているのです。

青山内家都横浜国立大学大学院環境情報研究班の調査・研究によると、MEP空中散布のあった暴露群32人中11人が亜急性有機リン中毒とみられる症状を発症し、殺虫剤の空中散布が周辺住民の健康被害に対して極めて強い関係関係を持つことが明らかにされています。このような農薬空中散布をやめさせることが今後の課題です。

問題解決への一步を歩み出す

ホルムアルデヒド測定義務化を中心とする一連のシックハウス、シックスクール、シックビル対策は、室内化学物質汚染防止対策の1つにすぎません。しかし、これは化学物質過敏症被害が急速に広がり、遅れている対策の早期実施を求める被害者や支援者たちの切実な訴えが国を動かし、関係省庁に重い腰を上げさせたものです。これによって化学物質過敏症被害をなくすスタートラインに立つことができた意義は大きなもので、化学物質過敏症対策の一步前進と言えるでしょう。



出所) 石川 哲・宮田 幹夫『化学物質過敏症 ここまできた診断・治療予防法』(かもがわ出版、1999年) 72ページより。

「最近の食品安全法制をめぐる動き」

国民会議副代表・弁護士 神山美智子

昨年わが国でBSE（いわゆる狂牛病）が発見され、消費者の牛肉離れや買い取り制度を悪用した偽装などが社会問題化した。2002年4月、厚労省・農水省合同のBSE問題検討会が食品安全法制の新たな枠組みを提唱し、同年6月、食品安全行政関係閣僚会議が、食品安全基本法（仮称）の制定と、食品安全委員会（仮称）の設置案を公表した。2003年の通常国会に提出予定となっている。

食品安全基本法は、消費者の保護を基本とした法律で、基本理念は「国民の生命及び健康の保護」「食品の供給に関する一連の工程の各段階における安全性の確保」「最新の科学的知見及び国際的動向に即応した適切な対応」とされている。また国・地方公共団体・事業者の責務に関する規定も盛り込まれる（表参照）。

東京弁護士会は、1981年食品安全基本法の提言を発表し、食品安全行政における消費者の権利確立を訴えた。しかし今回制定されようとしている基本法に、消費者の権利という言葉は見当たらない。盛り込まれるのは消費者の「食品の安全性に関する知識及び理解を深める」「意見の表明の機会等の活用」という役割に過ぎない。では基本法において消費者に意見表明の機会が保障されているかといえば、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションの場だけのようと思われる。

当初は厚労省と農水省を廃止して食品庁を設け、安全性評価と規制を一元的に行う案もあったが、両省の調整がうまくいかず、安全性評価を独立して行う「食品安全委員会」を両省の上に置き、評価の結果を厚労省や農水省に勧告することになっている。

食品安全委員会は、内閣府に設置し、担当大臣を置く。公正取引委員会のような独立委員会ではない。委員は各方面の学識経験者7名（う

ち常勤は4名）で、専門調査委員（非常勤）延べ約200名（各部会15名程度・兼任あり）、事務局55名、非常勤の技術参与25名という陣容で、初年度要求予算は約20億円である。

食品安全委員会の役割は、リスク評価（安全性評価）とリスクコミュニケーションであるとされ、評価は、一応、化学物質系（添加物・農薬など）、生物系（微生物・プリオンなど）、新食品等（遺伝子組換え食品など）に分類されている。

上記のような少ない人数と予算で、広く国内外の情報を収集し、評価し、消費者や事業者を含む関係者と情報と意見の交換（リスクコミュニケーション）をし、さらに勧告までしなくてはならないのである。緊急事態に対処できるのかと懸念される。

安全性評価を独立して行うとしても、実際の評価に当たる専門調査委員が、現行の薬事・食品衛生審議会委員と兼任であったり、あるいは委員の単なる横滑りであっては、新しい器に古い酒を盛るようなことになろう。オーバードクターなど、才能と知識をもった若い研究者がたくさんいるのであるから、広く公募などの手法によって人材を集め、さらに関心と危機意識をもったNGO・NPOなどと本当の意味での意見交換を行って、食品安全行政を充実させてほしいと思う。

最新の科学的知見に基づいた安全性評価は大切ではあるが、科学で危険性を証明できなくても、当該添加物や農薬、あるいは遺伝子組換えなどが必用かどうかという観点も踏まえて、食品の安全と消費者の健康確保のために、予防的な政策判断を行うことこそ最も重要である。

食品安全基本法(仮称)の概要

基本理念

- 国民の生命及び健康の保護
- 食品の供給に関する一連の行程の各段階における安全性の確保
- 最新の科学的知見及び国際的動向に即応した適切な対応

関係者の責務・役割

国の責務

- ・食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、実施

地方公共団体の責務

- ・国との適切な役割分担を踏まえて、食品の安全性の確保に関する施策を策定し、実施

事業者の責務

- ・食品の安全性を確保するための一義的な責任
- ・正確かつ適切な情報の提供

消費者の役割

- ・食品の安全性に関する知識及び理解を深める
- ・意見の表明の機会等の活用

リスク分析手法の導入

リスク評価

- ・リスク管理を行う関係省庁から独立
- ・最新の科学的知見に基づき実施

リスク管理

- ・リスク評価の結果を踏まえ、消費者等の関係者の意見も聴いて基準等を設定
- ・予防の観点から説くに必要がある場合には、迅速かつ適切に暫定的なリスク管理措置を実施

リスクコミュニケーション

- ・食品の安全性に関する情報の公開
- ・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

食品安全委員会(仮称)の設置等

- ・リスク評価を中心とする食品安全委員会(仮称)の設置
- ・リスク分析や危機管理対応に関する基本的な指針の策定

食品の安全性の確保に関する施策の充実

- ・行政機関相互の連携
- ・試験研究・人材の確保
- ・内外の情報収集
- ・表示制度の適切な運用
- ・表示制度の適切な運用
- ・食育の推進
- ・環境に与える影響の考慮

◎事務局日誌・はじめの回



はじめまして、この4月から豊島区大塚の市民環境ひろばで国民会議の事務局を担当させていただいている三島です。

食品プロジェクト、子どもプロジェクト、環境教育チーム、循環型社会提言チーム、塩ビ医療器具提言チームなど……ダイオキシン・環境ホルモン問題にとどまらず発展する国民会議の活動と、それに伴って増え続ける事務作業。「会員数1500人規模の団体の事務局事務をパート職員1人だけでこなすなんて、とっても無理」と、パンク状態で悲鳴をあげていたら、天の助けか、8月ぐらいから3人の方が事務局にボランティアとして来てくださるようになりました。

以前から催しなどのお手伝いをしてくださっていた津村さん。上智大学学生の谷村さん。慶應大学学生の大屋さんです。

国民会議の事務局が開いているのは月、水、金の午後12:00～午後7:00です。(会議などの都合で変わることがあります) 来訪者歓迎です(手伝わせるかもしれませんが)。電話等で開いているのを確認してお越しください。(写真は、事務局の三島さん(左)とボランティアの大屋さん(右)。環境市民ひろばにて)

◎PRT R関連学習会

有害化学物質削減ネットワーク連続学習会⑤ 「海外NGOの情報提供——Webサイトの紹介」

海外の市民団体によるPRT R情報提供などについて、WWFジャパン自然保護室シニアオフィサーの村田幸雄さんより話題提供いただき、ディスカッションします。

○日 時：2002年12月9日(月)
18:30～

○会 場：男女平等推進センター
(エポック10) 池袋駅

○参加費：500円(資料代)

○主 催：有害化学物質削減ネットワーク(Toxic Watch Network)
<http://www.toxwatch.net/>

この連続学習会は、平成14年度環境事業団地球環境基金の助成を受けています。

参加について、事前のお申し込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

●忠臣蔵とマッカーサー

1701年(元禄14年)3月14日、殿中「松の廊下」の刃傷事件、その日のうちに赤穂の大名浅野内匠頭は切腹と相なり、翌元禄15年12月14日の吉良邸への討ち入りへとつながるご存知「忠臣蔵」の物語。その切腹の場所は、江戸城下の田村右京太夫の上屋敷、現在の港区新橋4丁目の一角。その跡地の老舗和菓子屋「新正堂」では、銘菓「切腹最中」が評判。この『ニュース』のレイアウト・編集を手伝っているキャップの事務所は、この「新正堂」ビル2階にある。

1945年(昭和20年)8月、ボツダム宣言受諾で日本が敗戦するや、連合国軍最高司令官マッカーサーは、パイプをくわえた例の軍服姿で、厚木基地に降り立った。実は、当初、東京湾芝浦港から赤坂のアメリカ大使館まで、焼け野原に幅100mの道路を作り、凱旋パレードをする計画をたてたそうだが、しかし、それは、被占領国民の感情にそぐわないと、取り止めた。この計画された道路を「マッカーサー道路」という。

その歴史に葬られたはずのマッカーサー

道路が、50年以上も経って、汐留の旧国鉄跡地の高層ビル群計画とともに、今、よみがえってきた。幅を40mに狭めて(それでも昭和通りと大差はない)「マッカーサー道路」は、都の環状2号の一部として、アメリカ大使館脇から汐留の再開発地域へと抜ける幹線道路計画として、事業認可がこの10月に下りた。

約600の地権者が立ち退きの対象になり、新橋の街は二分される。新正堂ビルも、来年の移転を余儀なくされた。「車道は地下に」「緑の空間を」という地元住民の声は届かず、「車の排ガス公害は、まず国の責任だ」というその東京都の手で、今、新橋のこの地域は、虫食い状の街に変わってきた。

完成すると、田村邸屋敷跡の真中を、道路が横断する。藩主浅野の腹を裂いた刀傷のように、今、新橋の古い街並を、騒音・排ガス公害のコンクリートの道路が切り裂く。古いものや歴史をぶち壊して、近代建築と道路で埋まるこの国の首都。このツケは、将来どのような仇討ちとなって返ってくるのか。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第20号

2002年11月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒170-0004

東京都豊島区北大塚2-29-5

大塚ダイカンプラザ1F
環境市民ひろば

TEL 03-5907-1411

FAX 03-5907-1412

編集協力・レイアウト

(有)総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>